



生活衛生ニュース

April 2021

Vol. 8 / No.04 (通巻88号)

発行：(株) 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

近年の産業廃棄物の不法投棄等の状況について

○はじめに

不法投棄は水質汚濁や土壌汚染などの環境面での影響はもちろん、現状への回復費用などで経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的に大きな影響を及ぼします。産業廃棄物を出した者は、自らの責任で、法律に則って適切に廃棄物の処理をしなければなりません。

○不法投棄件数及び不法投棄量

全国の不法投棄新規判明件数は、令

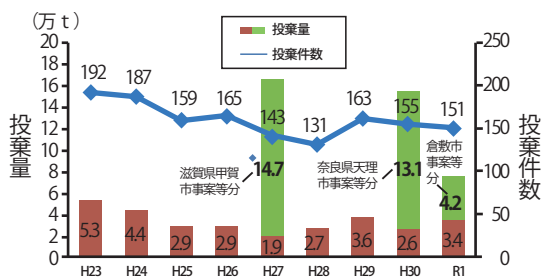


図1 不法投棄件数及び投棄量の推移

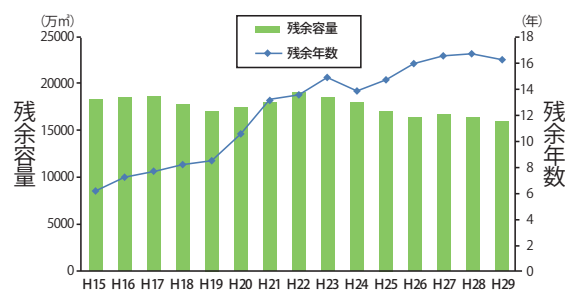


図2 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移 (産業廃棄物)

表 不法投棄廃棄物の種類とその量(令和元年度)

廃棄物の種類	件数(件)	投棄量(t)
がれき類	49	4,361
建設混合廃棄物	49	13,938
木くず	21	12,527
廃プラスチック類(建設系)	3	426
汚泥(建設系)	1	8,776
その他	28	36,260
計	151	76,288

和元年度には年間151件あり、その不法投棄量は、76,288トンに上っています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法)」の改正による規制の強化をはじめ、不法投棄等の未然防止・拡大防止の為の様々な施策により、不法投棄件数は減少しているものの、不法投棄撲滅までには至っていません(図1)。

○不法投棄廃棄物の種類

不法投棄された廃棄物の種類と投棄

量を表に示しましたが、不法投棄件数151件のうち123件が建設系廃棄物となっています。

建設業では一般に元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化しているため、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するか不明確でした。そこで、平成23年4月1日廃掃法改正により、建設工事に伴って生じる廃棄物の処理は、その建設工事の元請業者が廃掃法上の排出事業者としての処理責任を有することとされ、処理責任者が明確にされました。

○不適正処理実行者及び動機別内訳

不法投棄で新規に判明した事案151件の不適正処理の実行者の内訳は、排出事業者70件、許可業者9件、無許可業者7件、その他5件、複数10件、不明50件になっています。

一方、警察庁が公表している「産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別、動機別内訳(令和元年)」によると、総数206件の内、もっとも多い動機が処理経費の削減(コスト削減)105件、続いて処分場の手続きが面倒75件、処分場が遠距離2件、その他の動機が20件でした²⁾。

過去には最終処分場の処理施設の確保が困難となって、不法投棄等の問題が発生したこともありました。

○産業廃棄物の最終処分場の残余容量及び残余年数

「令和2年度版環境白書」によると、平成29年度の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は約1.6億m³で、平成15年度以降残余容量の推移はほぼ横ばいとなっています(図2)。また、残余年数でみると約16年で、平成21年以降の残余年数の伸びは鈍化しており、最終処分場の現状は逼迫していることは変わりません。

○不法投棄された廃棄物の処理

不法投棄された産業廃棄物の処理は、不法投棄者が行う事が原則です。しかし、実行者が無資力等の場合、やむなく、生活環境保全上の支障があると判断された事案では行政による処理が行われています。また、不法投棄者が特定できなければ、投棄された廃棄物は土地の管理者(所有者)が処理することになり、しかもその処理費用は管理者(所有者)の負担となります。

○終わりに

産業廃棄物を排出した事業者は自ら責任を持って適正に処理する、もしくは処理業者に委託する必要があります。委託する場合には、排出事業者は、委託処理業者が適切に最終処分まで処理したことを確認することの義務を負っています。

(文責 飯塚 彰人)

(参考資料)

1) 環境省 HP: 産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和元年度): 令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

2) 警察庁 HP: 令和元年警察白書 統計資料

廃棄物による環境問題について

～廃棄物を適正に処理しよう～

1. はじめに

我が国では、昭和30年代から飛躍的に経済が発展し、特に工業の発展は目覚ましく、国民生活を物質的に豊かにしてきました。しかし、急速な工業化は廃棄物の急増を招き、廃棄物に含まれる有害物質により健康被害が生じるなど、深刻な社会問題を招いてきました。

こうした事態に対処するため、国は昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法と略す)」を制定しました。廃掃法は事業者の処理責任を明確にするとともに、産業廃棄物についての処理体系を確立したものであり、社会の変遷に伴い幾度となく改正が行われてきました¹⁾。また、国は循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法の整備を進め、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用)を柱とする循環型社会の形成を推進しています²⁾。

廃掃法や各種リサイクル法の整備により、廃棄物の不法投棄や不適正処理はピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少しましたが、ここ10年間ではほぼ横ばいであり、いまだ減少には至っていません³⁾。そのため、国民及び事業者が廃棄物に対する知識を身に付けるとともに、その適正処理を自らの責任において実施していくことが引き続き求められます。

2. 特別管理産業廃棄物とその代表例の紹介

産業廃棄物の中でも、爆発性、毒性、

感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」として区分されています。特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは処理基準が別に定められ、処理業の許可も区分されています。

例えば、「石綿」及び「重金属」は比較的身近にある物質ですが、ヒトへの健康被害及び環境汚染物質として問題視されており、特別管理産業廃棄物としての基準が設けられています。

1) 石綿について

石綿は発がん性等を有するため、石綿を含む製品の製造等については、平成16年10月から全面禁止となりました。現在使用中の製品等の解体、除去後の産業廃棄物の処理が、今後課題となるため、関連法規等が整備されています。^{4) 5)}

廃掃法では、石綿を含む製品等を解体、除去後に産業廃棄物として処理(保管、収集・運搬、処分)する場合の処理基準が規定されています。例えば、廃掃法施行規則第1条の2第9項第1～7号で規定されている「廃石綿等」は特別管理産業廃棄物であり、「処分又は再生は、溶融施設を用いて溶融する方法(摂氏1500度以上の状態で溶融することができるもの)等によること」という中間処理基準が適用されます。¹⁾

2) 有害重金属等について

廃棄物中に含まれる有害金属等は、ヒトの体に重大な健康被害をもたらします。例えば、カドミウムを長期間摂取すると、多発性近位尿管機能異常症と骨軟化症をもたらします。明治44年頃に発生したイタイイタイ病は、当初は原因不明の風土病とされてきましたが、その後その原因が三井金属鉱業神岡鉱山から排出されたカドミウムであることが解明され、これが日本初の公害病となりました。⁵⁾

そのため、産業廃棄物に含まれる有害金属等の量は、廃掃法に基づく形で、特別管理産業廃棄物の判定基準が設けられています(表)。

3. まとめ

廃棄物の適正処理を確保しつつ、着実な循環型社会の構築を図るためには、排出事業者、処理事業者等廃棄物の処理に携わる方々が、それぞれの役割と責任を果たすことが不可欠です。そのため、それぞれの関係者が必要な専門的知識や技能を身に付け、廃棄物の適正処理に努めることが強く求められています。

(文責 三國 武尊)

(参考資料)

- 1) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト(2020年度)
- 2) 日本の廃棄物処理の歴史と現状 一般財団法人日本環境衛生センター(2014年2月)
- 3) 環境省HP:産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和元年度)について(令和3年1月8日);特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)
- 4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課(令和3年3月)
- 5) 弊社HP 生活衛生ニュース;アスベスト災害について(2021.3);カドミウムによる人的被害(2016.1)

表 特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2、一部抜粋)³⁾

産業廃棄物 有害物質	燃え殻・ばいじん・鉱さい			汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉱さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)
アルキル水銀化合物	ND(検出されないこと) ^{※1)}	ND ^{※1)}	ND ^{※1)}	ND	ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005 ^{※1)}	0.05 ^{※1)}	0.005 ^{※1)}	0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09	0.3	0.09	0.09	0.3	0.3	0.09
鉛又はその化合物	0.3	1	0.3	0.3	1	1	0.3
六価クロム化合物	1.5	5	1.5	1.5	5	5	1.5
砒素又はその化合物	0.3	1	0.3	0.3	1	1	0.3
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3	0.3	1	1	0.3
根拠となる法令	判定基準省令別表第1・第5	廃棄物処理法施行規則別表第2	判定基準省令別表第6	判定基準省令別表第5	廃棄物処理法施行規則別表第2	廃棄物処理法施行規則別表第2	判定基準省令別表第6

注1)ばいじん及び鉱さい並びにその処理物に適用する。